

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正案（新旧対照表）

令和7年6月

新	旧
商品先物取引業者等の監督の基本的な指針 令和7年7月 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ 経済産業省商務情報政策局商品市場整備室	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針 令和元年8月 農林水産省食品産業局食品流通課商品取引室 経済産業省商務情報政策局商取引監督課

新	旧
Ⅱ－１－３ 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成 (略) (１)～(４) (略) (５) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第２４６条から第２５０条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 Ⅱ－４－３－３ 顧客に関する情報管理体制 (略) (１) (略) (２) 個人情報管理に係る留意事項 ①・② (略) ③ 個人情報保護法第<u>１６</u>条第<u>２</u>項に規定する個人情報取扱業者である商品先物取引業者等については、個人情報保護法第<u>２０</u>条に規定する「偽りその他不正な手段」により個人情報を取得することのないよう、情報の入手先の確認等の必要な措置を講じているか。 Ⅱ－９ 商品先物取引業者の許可 (１)～(６) (略) (７) (略) ①～⑥ (略) ⑦ (略) イ.～ニ. (略) ホ. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか（特に、刑法第２４６条から第２５０条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）	Ⅱ－１－３ 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成 (略) (１)～(４) (略) (５) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第２４６条から第２５０条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 Ⅱ－４－３－３ 顧客に関する情報管理体制 (略) (１) (略) (２) 個人情報管理に係る留意事項 ①・② (略) ③ 個人情報保護法第<u>２</u>条第<u>３</u>項に規定する個人情報取扱業者である商品先物取引業者等については、個人情報保護法第<u>１７</u>条に規定する「偽りその他不正な手段」により個人情報を取得することのないよう、情報の入手先の確認等の必要な措置を講じているか。 Ⅱ－９ 商品先物取引業者の許可 (１)～(６) (略) (７) (略) ①～⑥ (略) ⑦ (略) イ.～ニ. (略) ホ. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか（特に、刑法第２４６条から第２５０条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の

新	旧
の罪に問われた場合に留意すること。) (注) (略) (8)・(9) (略)	罪に問われた場合に留意すること。) (注) (略) (8)・(9) (略)
VI-4 変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置について 金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第123条第1項第21号の<u>10</u>に定める変動証拠金及び同項第21号の<u>11</u>に定める当初証拠金については、以下の点に留意し監督するものとする。 (1) 証拠金の授受 金商業等府令における証拠金の授受に当たって、特定店頭商品デリバティブ取引業者(規則第168条第4項第4号の規定に基づき同号イに掲げる事項を届け出ることとされている特定店頭商品デリバティブ取引業者に限る。(2)において同じ。)は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引(金商業等府令第123条第1項第21号の<u>10</u>に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。)において、同号及び第21号の<u>11</u>に規定する措置(変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置)を講ずるに当たり、当該非清算店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含めた上で、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4(4)非清算店頭デリバティブ取引」等を参照して適切な対応をとるよう努めているか。 また、金商業等府令第123条第<u>12</u>項第4号ロに規定する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3000億円未満の特定店頭商品デリバティブ取引業者(第一種金融商品取引業者等(注)である者に限る。)であっても、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引における変動証拠金の授受等に関する体制整備について、当該店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含め、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4(4)非清算店頭デリ	VI-4 変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置について 金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第123条第1項第21号の<u>5</u>に定める変動証拠金及び同項第21号の<u>6</u>に定める当初証拠金については、以下の点に留意し監督するものとする。 (1) 証拠金の授受 金商業等府令における証拠金の授受に当たって、特定店頭商品デリバティブ取引業者(規則第168条第4項第4号の規定に基づき同号イに掲げる事項を届け出ることとされている特定店頭商品デリバティブ取引業者に限る。(2)において同じ。)は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引(金商業等府令第123条第1項第21号の<u>5</u>に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。)において、同号及び第21号の<u>6</u>に規定する措置(変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置)を講ずるに当たり、当該非清算店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含めた上で、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4(4)非清算店頭デリバティブ取引」等を参照して適切な対応をとるよう努めているか。 また、金商業等府令第123条第<u>10</u>項第4号ロに規定する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3000億円未満の特定店頭商品デリバティブ取引業者(第一種金融商品取引業者等(注)である者に限る。)であっても、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引における変動証拠金の授受等に関する体制整備について、当該店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含め、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4(4)非清算店頭デリ

新	旧
バティブ取引」等を参照して、取引の規模やリスク特性等を勘案し、適切な対応をとるよう努めているか。 (注) (略) (2) 定量的計算モデルの適合性の確保 「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の<u>十一イ</u>の規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件」(平成28年金融庁告示第15号。以下「金融庁告示」という。)第1条第1項の定量的計算モデルを用いる方法により、金商業等府令第123条第1項第21号の<u>11イ</u>の潜在的損失等見積額を算出する特定店頭商品デリバティブ取引業者は、当該モデルの適合性を確保するため、以下の点に留意することとする。 ①・② (略)	バティブ取引」等を参照して、取引の規模やリスク特性等を勘案し、適切な対応をとるよう努めているか。 (注) (略) (2) 定量的計算モデルの適合性の確保 「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の<u>六イ</u>の規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件」(平成28年金融庁告示第15号。以下「金融庁告示」という。)第1条第1項の定量的計算モデルを用いる方法により、金商業等府令第123条第1項第21号の<u>6イ</u>の潜在的損失等見積額を算出する特定店頭商品デリバティブ取引業者は、当該モデルの適合性を確保するため、以下の点に留意することとする。 ①・② (略)